

(平成25年11月7日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東北地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |      |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 5 件  |
| 厚生年金関係                        | 5 件  |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 16 件 |
| 国民年金関係                        | 4 件  |
| 厚生年金関係                        | 12 件 |

## 東北（宮城）厚生年金 事案 3183

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和56年12月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和8年生  
住所：

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和56年11月2日から同年12月2日まで

私は、昭和49年1月1日から56年12月1日までA事業所に勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。同年12月1日付けの退職辞令を所持しており、申立期間も継続して勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA事業所の人事異動通知書、給与明細書及び所得税の確定申告書、雇用保険の記録並びに同僚の証言から、申立人は、申立期間において同事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における厚生年金保険被保険者原票の昭和56年10月の記録及び上記給与明細書の厚生年金保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所の業務を承継しているB事業所は、申立期間の厚生年金保険料を控除し、社会保険事務所（当時）に納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 東北（宮城）厚生年金 事案 3184

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和27年にA株式会社（現在は、C株式会社）に入社し、平成10年3月に退職するまで同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

C株式会社から提出された人事記録（基本台帳）及び雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間においてA株式会社に勤務していたことが認められる。

また、A株式会社は、商業登記簿により、昭和34年2月にD県E市からF県G市に本社を移転していることが確認できるところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同僚の一人が保管する同社の社員名簿とする資料（昭和35年10月作成）等により、同市に移転した本社が36年6月1日にA株式会社として厚生年金保険の適用事業所となるまでは、同社本社のほか、同社H事業所及び各県の同社営業所等に勤務する者について、適用事業所であった同社B事業所において一括して厚生年金保険を適用していたことがうかがえる。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和36年6月1日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる82人のうち、申立人を含む81人について、オンラ

イン記録により、その前日の同年5月31日に同社B事業所において被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、C株式会社は、「申立人の厚生年金保険料の控除について、当時の資料は保管されていないため不明であるが、厚生年金保険の加入状況から申立期間に退職したことは考え難く、申立期間も継続して勤務し、保険料を給与から控除していたものと推認でき、記録の欠落については、当時の手続に誤りがあったものと思われる。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA株式会社B事業所における昭和36年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和36年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和63年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月21日から同年11月1日まで

私は、昭和42年2月にA株式会社に入社し、63年9月に同社の子会社である株式会社Bに異動した後も継続して勤務したが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間も継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Bの元代表取締役及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、A株式会社及び関連企業である株式会社Bに継続して勤務し（A株式会社から株式会社Bに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の主張及び複数の同僚の証言から、申立人は申立期間において株式会社Bに勤務していたことが推認できるが、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和63年11月1日であることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格は、本来、同日までA株式会社において有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の昭和63年8月の記録か

ら、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社は既に解散しており、申立期間当時の代表取締役からも回答は得られなかったが、申立人に係る同社の厚生年金保険被保険者資格喪失日が、同社が加入するC厚生年金基金及びD健康保険組合における資格喪失日と同日となっており、厚生年金基金、健康保険組合及び社会保険事務所（当時）の全てが誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和63年9月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月及び同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東北（福島）厚生年金 事案 3187

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和47年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和45年4月に株式会社Aに入社し、53年10月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が未加入期間となっているのは納得できないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間において株式会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

また、株式会社Aの事業主は、申立期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について、当月控除であるとしているところ、申立人と同様に、同社において昭和47年8月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚が所持する同年8月分の給与明細書において、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていることが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格喪失時（昭和47年8月31日）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としているが、事業主が資格喪

失日を昭和 47 年 9 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 8 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東北（福島）厚生年金 事案 3188

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和47年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和29年生  
住所：

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和47年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和45年4月に株式会社Aに入社し、48年11月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が未加入期間となっているのは納得できないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間において株式会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

また、株式会社Aの事業主は、申立期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について、当月控除であるとしているところ、申立人と同様に、同社において昭和47年8月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚が所持する同年8月分の給与明細書において、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格喪失時（昭和47年8月31日）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としているが、事業主が資格喪

失日を昭和 47 年 9 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 8 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東北（福島）国民年金 事案 1822

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から46年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から46年8月まで

私が20歳になった昭和43年\*月に母親が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も納付してくれていたはずであるが、国の記録では保険料が未納とされている。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿において申立人の前後に記載されている国民年金被保険者に係る国民年金手帳記号番号の払出日から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年10月から46年9月までの間に払い出されたものと推認される。また、申立人が所持している国民年金手帳によると、国民年金保険料に係る印紙検認記録が昭和46年度から行われていること、及び保険料納付に係る検認は46年9月分から記録され、同年8月以前の46年度の保険料の納付に係る検認記録は無いことが確認できる。これらを踏まえると、申立人の国民年金の加入手続きは46年9月頃に行われ、申立人が20歳に到達した43年\*月に遡って被保険者資格を取得したものと推認されることから、同加入手続きが行われる前の申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、国民年金の加入手続きが行われたと推認される時点においては、申立期間のうち昭和44年6月以前の国民年金保険料は時効により納付することができず、同年7月から46年8月までの保険料は過年度納付及び現年度納付することが可能であるものの、加入手続き後に遡って保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していたA町の国民年金被保険者

名簿（紙名簿）によれば、申立期間の国民年金保険料は未納とされており、これはオンライン記録と一致している上、申立期間の申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は既に亡くなっており、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況を確認することはできない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東北（福島）国民年金 事案 1823

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から48年3月まで

私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は母親が行った。保険料の納付は、納税組合を通じて行ったと母親から聞いており、両親の保険料の納付記録が納付済みとなっているのに私の納付記録が未納とされているのは納得がいかない。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったと述べており、A市で二つの国民年金手帳記号番号の払出しを受けているところ、申立人が昭和44年10月8日に払出しを受けた国民年金手帳記号番号(\*)に係る国民年金手帳記号番号払出簿によれば、当該手帳記号番号の欄に、46年10月に申立人が被保険者資格を喪失した処理が行われたことを意味する表示が確認でき、申立人の同手帳記号番号に係るA市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)においても被保険者資格を喪失したことを意味する表示が確認できる。

また、申立人が所持する昭和49年8月31日に払出しを受けた国民年金手帳記号番号(\*)に係る国民年金手帳が同年6月24日に発行されていることが確認できることから、当該手帳記号番号に係る国民年金の再加入手続がこの頃行われたものと推認され、この時点において、申立期間のうち47年3月以前の期間の保険料は、時効により納付することができない。

さらに、申立人は、前述の国民年金の再加入手続も母親が行い、昭和44年9月から申立人が婚姻した48年12月以降まで継続して国民年金保険料を納付してくれていたと思うと述べているものの、仮に、当該期間を

通じて継続して保険料を納付していたとすれば、通常の事務処理ではその間に国民年金の再加入手続を行う必要は無い。その上、申立人の国民年金手帳記号番号（＊）に係るA市の国民年金被保険者名簿（紙名簿及び電子データ）及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立期間の保険料は未納とされており、国民年金手帳記号番号（＊）に係る同市の被保険者名簿（紙名簿）においても申立期間の保険料が納付されたことを確認できない。

加えて、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の母親は既に死亡しており、聴取することができないことから申立期間当時の状況が不明である上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東北（宮城）国民年金 事案 1824

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年3月までの期間及び16年7月から17年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月から9年3月まで  
② 平成16年7月から17年3月まで

申立期間当時、自宅を訪れたA市の国民年金保険料徴収員に免除申請書を提出し、免除申請の手続を行っていたので、申立期間を国民年金保険料の申請免除期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市の住民情報システムにおける国民年金保険料の申請免除記録（電子データ）によると、平成17年5月6日に申立期間②の始期である16年7月から開始される期間の国民年金保険料の免除申請がA市で受付処理され、同年6月8日に同市から同申請が却下されていることが確認できるなど、当該申請免除記録からは、申立期間①及び②の保険料が免除された状況を確認することはできない。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によると、申立期間①の国民年金保険料は未納となっていることが確認できることから、当該期間の保険料の申請免除が行われていたとは考えにくい。

さらに、申立期間②に係る国民年金保険料の申請免除は、制度上、申請のあった日の属する月の前月から翌年6月までの期間を対象として、平成15年分の所得額に基づき承認の審査が行われるところ、B税務署が管理している申立人に係る同年分の所得税の確定申告書によると、同申告書は16年12月に提出されていることが確認できることから、申立期間②のうち同年7月から同年11月までの期間については、免除申請が行われた場合でも、承認の審査対象となる所得額を確認することができなかった状況

がうかがわれる上、当該所得額は当時の全額申請免除及び半額申請免除の所得承認基準額を上回っていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から同年5月までの期間及び44年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月から同年5月まで  
② 昭和44年3月

年金事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間の保険料を納付した事実は確認できないとの回答をもらった。

しかし、申立期間①については、A県B市に住んでおり、アパートの近くの市役所で、申立期間②については、C市に帰ってきてから同市役所で納付したはずなので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人のオンライン記録によれば、申立期間①に係る昭和43年3月28日の国民年金被保険者の資格取得日及び同年6月1日の同資格喪失日の追加処理、並びに申立期間②に係る任意加入被保険者から強制加入被保険者への種別変更処理及び資格取得年月日を44年4月14日から同年3月30日とする訂正処理が平成11年4月16日に行われたことにより未納期間となったものであり、これらの処理が行われるまでは申立期間①及び②は国民年金の未加入期間であったことが確認できる。

また、申立人が所持する国民年金手帳によれば、申立人は、昭和41年6月5日に国民年金の強制加入被保険者資格を喪失した後、44年4月14日に任意加入被保険者資格を取得するまでの期間について、被保険者資格の取得及び喪失に係る記録は記載されておらず、申立人の国民年金被保険者台帳においても、41年6月5日に国民年金被保険者資格を喪失してから44年4月14日に任意加入被保険者の資格を取得するまでの期間は国民

年金の加入記録は確認できず、当該任意加入手続当時において申立期間①及び②は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料の納付書は発行されていなかったものと考えられる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらを踏まえると、申立人は申立期間①及び②の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間①当時、D社を退職後すぐにE社への転職が決まったとしている一方、アパートの近くの市役所で国民年金保険料を納付したとしながら、納付場所についてB市役所かF市役所だったとするなど、申立期間①に係る国民年金と厚生年金保険の切替手続及び国民年金加入手続並びに国民年金保険料の納付についての申立人の記憶は定かではない上、申立人が申立期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東北（宮城）厚生年金 事案 3182

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 39 年 12 月 1 日まで

私は、婚姻により昭和 39 年 11 月末で A 事業所を退職したが、国の記録では、申立期間について脱退手当金が支給されている。

しかし、私は、退職後に脱退手当金の請求をした記憶も無ければ受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、申立人に対し脱退手当金が支給されたことを意味する表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約 10 か月後の昭和 40 年 10 月 5 日に支給決定されているほか、申立人の A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票にも脱退手当金が支給されたことを意味する表示が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 1 日から 32 年 4 月 1 日まで

私が所持している資料では、昭和 31 年 9 月 26 日から A 事業所に雇用されたことが確認できるが、32 年 4 月 1 日に B 共済組合で組合員の資格を取得するまでの期間の厚生年金保険の記録が無い。申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

C 団体から提出された申立人の「履歴書」及び同僚の証言により、申立人が申立期間に A 事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C 団体は、申立人の厚生年金保険料控除及び納付の有無などが確認できる資料は保存期限経過のため無い旨回答しており、申立人が「臨時職員でも勤務開始時から厚生年金保険に加入させるという話があったと記憶している。」と述べていることについても、当時の状況を確認することができないとしている。

また、上記同僚は、「申立人の厚生年金保険の加入状況等は分からない。」旨証言している。

さらに、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間の厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

なお、上記被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 32 年 5 月 8 日と記載されているところ、このことについて、C 団体は、「当団体が保有する申立人の B 共済組合の記録によると、昭和 32 年 4 月 1 日から同年 5 月 8 日までについては『待機期間経過後の加入』、同年 5 月 8 日以降については『厚生年金保険から移管』と表示されている。臨時職員の同組合への加入は、6 か月間の待機期間を経過した翌

月からとされていることから、申立人は、A事業所に勤務した31年9月26日から6か月経過後の32年4月1日に同組合に加入させる取扱いになったと思われる。」旨回答していることから、申立人は同年5月8日にA事業所で厚生年金保険に加入し、その後、同年4月1日に遡ってB共済組合に加入したことに伴い、当該厚生年金保険被保険者期間も同組合の組合員期間として移管されたものと認められる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日まで  
② 昭和 42 年 10 月 1 日から 43 年 10 月 1 日まで  
③ 昭和 48 年 11 月 1 日から 49 年 1 月 1 日まで

A 株式会社にて常務取締役として勤務していた期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が 1 万円となっているが、当時の報酬は月額 5 万円であったので標準報酬月額は当時の最高等級である 3 万 6,000 円が正しいと思う。

株式会社 B 及び C 株式会社の代表取締役社長であった期間のうち、申立期間②の前後の期間の標準報酬月額は当時の最高等級の 6 万円であるが、申立期間②は 5 万 2,000 円となっている。当時は株式会社 B から月額 7 万円、C 株式会社から月額 1 万 5,000 円の報酬を受けていたので、標準報酬月額は 6 万円が正しいと思う。

株式会社 B 及び C 株式会社の代表取締役社長であった期間のうち、申立期間③の標準報酬月額が 18 万円となっているが、当時は株式会社 B から月額 20 万円、C 株式会社から月額 4 万 5,000 円の報酬を受けていたので、標準報酬月額は当時の最高等級の 20 万円が正しいと思う。

各申立期間に控除された厚生年金保険料の証拠書類は無いが、各申立期間に係る取締役会議事録及び所得税確定申告書等を提出するので標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された A 株式会社の取締役会議事録によると、申立人は、申立期間①当時、厚生年金保険の標準報酬月額

最高等級に該当する報酬を同社から受けていたことが推認できる。

しかし、申立人が提出した「35年度総合所得申告」によると、社会保険控除額が記載されており、当該控除額は、A株式会社から受けた報酬から控除されたものと考えられるが、申立期間①における各月の厚生年金保険料の控除額は検証できない上、当該控除額は、申立人の主張する報酬月額に見合う標準報酬月額から算出される社会保険料の金額及び健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額から算出される社会保険料の金額のいずれとも一致しない。

また、A株式会社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更決定通知書によると、申立人の標準報酬月額は、昭和35年11月1日に3万6,000円に改定されたことが確認できるところ、同通知書に記載された従前の標準報酬月額等級に見合う標準報酬月額は1万円であり、健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額と一致している。

さらに、申立人の申立期間①に係るA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票によると、申立人の申立期間①及びその前後の期間の標準報酬月額の改定経過は、オンライン記録と一致している。

申立期間②及び③について、申立人から提出された株式会社Bの取締役会議事録によると、申立人は、申立期間②及び③当時、厚生年金保険の標準報酬月額の最高等級に該当する報酬を同社から受けていたことが推認できる。

しかし、申立人は、申立期間②及び③当時、株式会社B及びC株式会社の各事業所から報酬を受けていたと主張しているところ、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者所属選択二以上事業所勤務届の社会保険事務所（当時）への届出の有無について、D年金事務所は、昭和63年以前の二以上事業所勤務被保険者整理台帳を保存していないため不明としており、申立人の申立期間②及び③における二以上事業所勤務被保険者としての報酬月額について確認することができない。

また、申立期間②について、申立人が提出した昭和42年分の所得税の確定申告書によると、申立人は、株式会社B及びC株式会社のほかに、4事業所から報酬を受けていたことが確認できるところ、申立人が提出した同申告書に付随する資料によると、報酬から社会保険料が控除されていた事業所は株式会社Bだけであったと考えられる記載が見られる上、同申告書において確認できる報酬から控除された社会保険に係る保険料額は、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の標準報酬月額から算出される社会保険料の金額とおおむね一致していることが認められる。

さらに、申立期間③について、申立人が提出した昭和48年分の所得税の確定申告書によると、申立人は、株式会社B及びC株式会社のほかに、1事業所から報酬を受けていたことが確認できるところ、申立人が提出し

た同申告書に付随する資料によると、報酬から社会保険料が控除されていた事業所は株式会社Bだけであったと考えられる記載が見られる上、同申告書において確認できる報酬から控除された社会保険に係る保険料額は、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の標準報酬月額から算出される社会保険料の金額とおおむね一致していることが認められる。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間③当時、E厚生年金基金に加入していたことが確認できるところ、同基金から提出された加入員台帳における標準報酬月額の記録は、申立人の株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致している。

このほか、各申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、各申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（秋田）厚生年金 事案 3190

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 6 月 21 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 52 年 4 月に A 株式会社に入社し、同年 6 月から、同社の子会社として創設された B 株式会社に勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていない。

申立期間も継続して B 株式会社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、B 株式会社から提出された申立人の履歴書及び複数の同僚の回答から判断すると、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、事業所記号払出簿によると、B 株式会社は、昭和 52 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、B 株式会社は、申立期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について、翌月控除であるとしているところ、申立人から提出された給与明細表において、昭和 52 年 7 月に支給された給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、同社は、同年 6 月分の厚生年金保険料を給与から控除していなかったと回答している。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（山形）厚生年金 事案 3191

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月13日から43年3月15日まで  
株式会社AのB事業所（現在は、株式会社C）において、季節労務員として夫と一緒に勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、出稼ぎには常に夫と一緒にいたとしているが、申立人及びその夫の季節労務員証によると、いずれも株式会社AのB事業所における就労期間を昭和43年11月17日から44年4月12日までの期間、同年11月18日から45年4月15日までの期間及び同年11月15日から47年4月11日までの期間とする就労証明が記載されていることが確認でき、おおむねオンライン記録の厚生年金保険被保険者期間と一致しているところ、申立期間に係る就労証明の記載は申立人及びその夫の季節労務員証のいずれにも無く、当該期間における申立人の勤務実態について確認できない。

また、株式会社Cは、申立期間当時の関係資料を保管しておらず、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できない。

さらに、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立期間を含む昭和41年11月から43年2月までの期間について、申立人及びその夫は、共に国民年金加入期間となっており、国民年金保険料が納付済みであることが確認できる上、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証によると、「初めて資格を取得した年月日」は申立期間後の同年3月28日であることが確認でき、オンライン記録によれば、申立期間に厚生年金保

険被保険者として申立人の記録は確認できず、申立期間当時、申立人に別の厚生年金保険被保険者台帳の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間における株式会社AのB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び事業所別被保険者名簿の整理番号は連番で欠番は無く、申立人及びその夫の氏名は見当たらない。

なお、申立人と同時期にD県E市から株式会社AのB事業所に出稼ぎに行ったとして申立人が氏名を挙げた同僚は、申立人及びその夫は一緒に出稼ぎに行っていたとしているところ、申立期間において、申立人及びその夫が同社に勤務していたかどうかは不明としている。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3192（宮城厚生年金事案 1539 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月 1 日から 50 年 10 月 1 日まで

株式会社Aに嘱託として勤務していた期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたとして申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

新たな事実はないが、前回の申立てにおいて、株式会社Aからの振込額は源泉所得税が控除された金額であり、社会保険料は控除されていなかったと判断されたが、振込額からすると社会保険料が含まれた額が控除されていたと思われるので再度調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における株式会社Aに係る申立てについては、i) 申立人は、同社から健康保険証を交付された記憶は無いとしており、厚生年金保険料の控除についても記憶が曖昧であること、ii) 申立人は、同社にB職として勤務していたと主張しているところ、同社は、B職の待遇について、報酬は給与ではなく「契約料」として支払っており、社会保険には加入させておらず、所得税のみを源泉徴収していたと説明していること、iii) 申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚についても同社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できないこと、iv) 同社では、賃金台帳等の資料を保管していないことなどを理由として既に年金記録確認C地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成 22 年 8 月 20 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の年金記録確認C地方第三者委員会の判断に対し、新たな資料及び情報の提供はないが、株式会社Aの報酬から社会保険料が控除されていたと主張して再度申立てを行っている。

しかしながら、株式会社Aの事業主に再度聴取したところ、嘱託のB職は社員として取り扱っておらず、社会保険には加入させていなかったと述べていることから、同社は、申立人を厚生年金保険に加入させていなかったことが認められる。

また、申立人が提出した預金通帳の写しにおいて、申立期間当時、株式会社Aから振り込まれたと主張する金額について、昭和50年1月29日より前は、同社からの振込みであることが確認できない上、当該振込みにおいて預金通帳に記載された入金区分は「その他振込金」とされており、給与として取り扱われていなかったと認められる。

さらに、上記預金通帳によると、昭和50年1月29日以降は株式会社Aからの振込みが確認できるところ、当該振込額からは総支給額及び控除の内訳が確認できないことから、申立人が同社から受け取った報酬から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

加えて、申立人が自身と同様に嘱託として株式会社Aに勤務していたとして名前を挙げた同僚は、同社において厚生年金保険被保険者であった記録は見当たらず、当該同僚を特定できない。

これらのことから、申立人の主張は年金記録確認C地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（宮城）厚生年金 事案 3193

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年2月1日から31年9月1日まで  
② 昭和31年9月1日から同年11月1日まで

申立期間①について、A事業所を通して採用され、B施設にC職として勤務した。

申立期間②について、申立期間①の施設がD市E地区に移り一緒に来てほしいと言われ、E地区のF事業所を通して同施設にC職として勤務した。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の加入記録が無いが、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、B施設にC職として勤務したと主張しているが、申立人が勤務したとするG団体の従業員に係る社会保険の取扱いについては、H要員のうちI業務に使用されるに至った者の被保険者資格について（昭和26年7月3日付保発第51号厚生省保険局長通知）により、H要員は、昭和26年7月1日以降は、J業務等に使用される者は強制被保険者となるが、C職及びK業務等に使用される者は強制被保険者とならないこととされており、同通知によれば、申立人は申立期間①及び②において厚生年金保険の強制被保険者ではなかったことが認められる。

また、L県に保管されているG団体及びA事業所等に係る資料を調査したが、申立期間①及び②に係る申立人に関する資料及び申立人の氏名を確認することはできない。

さらに、L県内のA事業所等に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立人の申立期間①及び②における被保険者記録は見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間①当時に同じ仕事をしたとして名前を挙げた同僚についても、L県の資料及び上記被保険者名簿全てにおいて氏名は見当たらず、厚生年金保険被保険者であることの確認ができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（岩手）厚生年金 事案 3194

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、A 県にある B 事業所に平成 11 年 10 月 19 日から現在に至るまで臨時職員として勤務しており、13 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したが、勤務内容、勤務日数及び勤務時間が変更となり、所定労働時間が正職員と同様となったのは同年 4 月 1 日であるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B 事業所から提出された申立人の出勤簿、当該事業所の回答及び雇用保険の被保険者記録から、申立期間において、申立人が、正職員と同じ勤務日数及び勤務時間で、臨時職員として同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、B 事業所は、申立期間の厚生年金保険料の控除方法は翌月控除であったとしているところ、同事業所から提出された申立人の平成 13 年度賃金台帳によると、申立期間に係る平成 13 年 5 月分から同年 7 月分までの給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、B 事業所の事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日を平成 13 年 7 月 1 日と届け出ていることから、同年 4 月から同年 6 月までの期間について、厚生年金保険料を納付していないとしている。

さらに、B 事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬月額決定通知書によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は平成 13 年 7 月 1 日であることが確認でき、当該被保険者資格取得日はオンライン記録と一致する上、不自然な訂正は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（宮城）厚生年金 事案 3195

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 1 日から 38 年 10 月 1 日まで  
年金記録を確認したところ、臨時的任用職員としてA事業所に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するB社が発行した勤務証明書及び同社の回答から、申立人は、申立期間において同社のA事業所に臨時的任用職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業所記号払出簿及びオンライン記録によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 60 年 10 月 1 日であり、申立期間において適用事業所となっていない。

また、オンライン記録によると、B社本社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 38 年 11 月 1 日であり、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないところ、事業所記号払出簿によると、同社本社が申立期間において適用事業所となっていることが確認できるが、同払出簿の備考欄に記載された複数の事業所記号について、所在地欄に「B社C事業所、D事業所等適用」と記載されている上、当該各事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された事業所名は、「B社E事業所」、「B社D事業所」等となっており、A事業所の名称は記載されていない。

さらに、B社は、「申立人に係る社会保険台帳及び給与台帳は保管していないが、申立期間においてA事業所が厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、申立人を厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金

保険料も控除していなかったと思われる。」旨回答している。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（宮城）厚生年金 事案 3196

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 11 月 1 日から 23 年 3 月 1 日まで

私は、申立期間について、A株式会社において経理担当として勤務し、平成 19 年 12 月からは役員でもあったところ、報酬については退社するまで 25 万円で変更はなかった。

健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届等を社会保険事務所（当時）に提出するに当たり、社長の指示により実際の報酬に見合う標準報酬月額よりも 2 等級ほど低い標準報酬月額で作成していたが、年金記録を確認したところ、私の記憶よりも著しく低額な標準報酬月額となっていることが分かった。

確定申告書等を提出するので、申立期間の標準報酬月額の記録をその社会保険料控除欄に記載されている保険料に見合う額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額について、確定申告書等に記載されている社会保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしいと主張しているが、申立期間のうち平成 19 年 11 月から 20 年 11 月までの標準報酬月額については、申立人は 19 年分及び 20 年分に係る確定申告書、給与明細書等の資料を所持していないことから、当該期間に係る申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

申立期間のうち、平成 20 年 12 月から 23 年 2 月までの標準報酬月額については、申立人が提出した確定申告書等から算出した報酬月額及び厚生年金保険料から、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額な給与を支給され、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額の保険料が控除されていたことがうかがえる。

しかし、申立人は、自身がA株式会社の取締役であったと述べているところ、商業登記簿謄本により平成19年12月から同社の取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、A株式会社の経理及び社会保険事務を担当し、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届等を社会保険事務所に提出するに当たり、社長の指示に従って、実際の報酬に基づく標準報酬月額よりも2等級ほど低い標準報酬月額に基づく報酬月額で作成してただけで社員の給与及び社会保険事務の取扱いに関して一切権限が無かった旨主張しているが、その主張を裏付ける資料及び証言を得ることはできない上、取締役であり、社会保険事務の担当であった申立人が、自らの標準報酬月額の届出について全く関与せず、また、承知していなかったとは考え難い。

さらに、現在、A株式会社は事業を行っておらず、申立期間に申立人が指示を受けたとする当時の代表取締役は既に亡くなっている上、商業登記簿上における現在の代表取締役も、平成23年の災害のため、申立期間に係る資料を保管していないと回答していることから、当時の状況について確認することができない。

加えて、申立期間に係る複数の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届等により確認できる申立人の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している上、不自然な訂正等は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

したがって、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められたとしても、特例法第1条第1項ただし書の規定により、申立期間当時、A株式会社の取締役であり、社会保険事務の担当者であった申立人は、「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 東北（青森）厚生年金 事案 3197

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 9 月 1 日から 54 年 1 月 1 日まで  
② 昭和 54 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで  
③ 昭和 54 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、A担当のB職としてC事業所に勤務した期間のうち、各申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、申立期間①はD施設に勤務した4か月間について、申立期間②はE施設に勤務した3か月間について、申立期間③はF施設に勤務した期間のうち、昭和54年4月1日から同年7月1日までの期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

C事業所の従業員の任命権者であるG団体は、申立人について、申立期間①に係るD施設において、昭和53年9月1日から同年10月31日までの2か月間及び同年11月1日から同年12月31日までの2か月間の継続した任用期間で、申立期間②に係るE施設において、54年1月1日から同年3月31日までの3か月間の任用期間で、申立期間③に係るF施設において、同年4月1日から同年6月30日までの3か月間及び同年7月1日から同年12月31日までの6か月間の継続した任用期間で、いずれもB職として採用されていたとしていることから、申立人は、各申立期間において、C事業所の各施設に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、G団体は、C事業所にB職として採用された者に係る厚生年金保険への加入について、法令に基づき取り扱うこととし、所属するC事業所の各施設が適用事業所として厚生年金保険に加入させていたとしており、申立人の各申立期間における厚生年金保険への加入については不

明としていることから、申立人が各申立期間において、厚生年金保険に加入していたことを確認することができない。

申立期間①について、D施設は、当時の関係資料は無く、不明としていることから、申立人に係る給与からの厚生年金保険料控除等を確認することができない。

また、G団体は、申立期間①を含む昭和 53 年度にD施設において、申立人と同様にB職として採用されていた者は申立人以外に二人おり、新規採用時の任用期間はそれぞれ2か月及び4か月であったとしているところ、同施設に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同年度に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は見当たらないことから、同施設においては必ずしも全てのB職を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、上記被保険者原票によると、申立期間①の前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は昭和 50 年度に一人及び54年度に一人が確認できるところ、G団体は、このうちB職として採用した者は50年度の一人であり、当該職員の新規採用時の任用期間は4か月であったとしていることから、申立人と同様にD施設に係る新規採用時の任用期間が2か月であったB職で厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は見当たらない。

これらのことから、D施設において、申立期間①当時、新規採用時の任用期間が2か月であったB職は厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

申立期間②について、E施設は、当時の関係資料は無く、不明としていることから、申立人に係る給与からの厚生年金保険料控除等を確認することができない。

また、G団体は、申立期間②を含む昭和 53 年度にE施設において、申立人と同様にB職として採用された者はいないとしていることから、申立期間②当時、同施設におけるB職の厚生年金保険への加入状況を確認することができない。

さらに、E施設に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間②の前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は昭和52年度に4人及び54年度に1人が確認できるところ、G団体は、このうち、52年度の3人及び54年度の1人はB職として採用されており、これらの者に係る新規採用時の任用期間は、52年度に採用した3人については、それぞれ6か月、8か月及び5か月であり、54年度に採用した1人は12か月であったとしていることから、申立人と同様に同施設に係る新規採用時の任用期間が3か月であったB職で厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は見当たらない。

これらのことから、E施設において、申立期間②前後は、新規採用時の任用期間が5か月未満のB職は厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

申立期間③について、F施設は、「申立人はB職としての勤務実態があり、昭和54年4月1日から55年3月31日までの継続雇用のため、54年4月1日から同年6月30日までの期間が厚生年金保険に未加入となっているとは考えにくい。資料は無いが、採用時に社会保険の加入手続はしていたものと思われる。」としているが、当時の関係資料は無く、厚生年金保険被保険者資格取得届の提出及び給与からの厚生年金保険料控除等は不明としていることから、申立人に係る被保険者資格の取得及び厚生年金保険料控除等を確認することができない。

また、G団体は、申立期間③を含む昭和54年度にF施設において、申立人と同様にB職として採用されていた者は申立人以外に4人いたるところ、同施設に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同年度に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は申立人を除き3人が確認できることから、同施設においては必ずしも全てのB職を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、上記被保険者原票によると、申立期間③当時に厚生年金保険の被保険者資格を取得している3人が確認できるところ、G団体は、当該3人はいずれもB職として採用されており、これらの者に係る新規採用時の任用期間は、2人が4か月及び他の1人は6か月であったとしていることから、申立人と同様にF施設に係る新規採用時の任用期間が3か月であったB職で厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は見当たらない。

これらのことから、F施設において、申立期間③当時、新規採用時の任用期間が4か月未満の者は厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

なお、オンライン記録によると、申立人のF施設における任用期間のうち昭和54年7月1日から同年12月31日までの期間に係る被保険者記録は、同年7月1日から同年9月1日までは厚生年金保険の被保険者、同年9月1日以降はH共済組合の組合員とされている。

このほか、申立人が各申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（秋田）厚生年金 事案 3198

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月 1 日から 41 年 2 月 7 日まで

私は、申立期間においてA県B市C地区にあったD株式会社が経営するE施設に勤務していたが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

D株式会社の親会社であったF株式会社において厚生年金保険に加入していたことも考えられるので、詳しく調査をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のD株式会社に係る詳細な記憶及び同僚の回答から判断すると、申立人は、期間は特定できないものの、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業所記号簿、事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、D株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和41年3月1日であり、申立期間において適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、D株式会社は既に解散している上、申立期間当時の事業主は亡くなっており、申立人の厚生年金保険の加入状況を確認できない。

一方、申立人は、D株式会社の親会社であるF株式会社において厚生年金保険に加入していることも考えられるとしているところ、申立人は、昭和40年3月10日から41年3月21日までの期間について、同社において雇用保険の被保険者記録が確認できる。

しかしながら、F株式会社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況は分からないとしている。

また、事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、昭和41年

3月にD株式会社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は14人確認できるところ、このうちの1人は、申立期間よりも前からF株式会社において厚生年金保険の被保険者記録があるものの、当該同僚は、「自分はF株式会社にG職として入社し、同社の社長の命令でD株式会社に転籍した。」旨回答している。

さらに、当該同僚を除く13人は、D株式会社において厚生年金保険の被保険者資格を取得する前の期間は、国民年金の被保険者期間又は未加入期間となっており、F株式会社における厚生年金保険の被保険者記録は見当たらず、このうち1人は、申立人と同じ期間に同社において雇用保険の被保険者記録が確認できるものの、厚生年金保険の被保険者とはなっていないことから、D株式会社に入社した者については、同社が厚生年金保険の適用事業所となるまでは、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、F株式会社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立期間を含む昭和38年12月21日から41年2月8日までに同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した101人の中に申立人の氏名は見当たらず、「健保証の番号」に欠番は無い上、不自然な訂正等は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。